

発注者責任法の必然

国土学アナリスト
大石久和

Hisakazu Ohishi

公共調達と市場の評価

わが国では長い間、公共調達（ここでは、物品調達ではなく、土木や建築など工事による調達を指す）の在り方を巡って混乱が続いてきた。現在でも、東京都の一者入札忌避という仕組みが、結局、施工者の選定が不可能となって、見直しを迫られているのはその典型的な一例である。

会計法や地方自治法が契約の基本に置いている「一般競争による最低価格提案者選定」という制度は、「どこの誰であっても、最も安い価格を提示した者と契約しなければならない」という制度であるから、すぐにわかるように、これは「物品調達の原理」なのである。

物品であれば、クルマであれカメラであれ、市場に流通する過程で消費者の厳しい評価にさらされ、この評価に耐えて価格と品質がバランスした商品だけが市場に残留している。したがって消費者は、市場に存在するものであれば、流通のブランドである限り「どこの誰からでも最も安価で購入する」ことが、まったく正しい経済行動となる。

ところが、公共調達では事情が異なり、これから調達するトンネルやビルは、まだ完成もしなかった事件を生み出したと公取の委員長が述べているのである。このことの意味は大きいと言わなければならない。

つまり、「調達すべき事業の性質に応じた調達方式の選択は、発注者の責任である」と公取委の委員長が述べているに等しいからである。

いま民間企業では「株主への説明責任」という観念が刷り込まれすぎていて、ここでいう公共調達の世界的な調達でも「価格競争」による調達へのこだわりが強いと言われる。

「価格が最も安かったから」は、最も簡単に楽な説明であるからである。「安全性が高い工法を提案していたから」などという面倒くさい説明を経営者は忌避しているのである。

公共調達の世界では、「公共工事の品質確保に関する法律」（品確法）が重要な意味を持つている。この法律は、先述のように会計法などがある価格のみを優先する規定であるため議員立法で策定された。会計法の所管は財務省、地方自治法は総務省で、ともに公共調達のあり方や調達物の品質に、調達所管省ほど関心を持っていないからである。この議員立法のための一番最初の国会議員の勉強会の名称は「公共工事の発注者責任懇談会」であったのだが、これを知っている人は少ない。

ておらず市場に流通していないのだ。市場の評価、つまり、地震で損壊しないのか、長年月の利用に耐えるのか、などという評価は、「調達後」に受けることになる。

調達においてマーケットメカニズムが働く時期が事前と事後と異なるものに、同じ調達方式を用いてよいなどということが成立するはずがない。つまり、公共調達では、一般競争は使えないし、使ってはならない方式なのだ。

物品調達でも、市場での流通性の有無が基本であるから間違いないようにしたいのだが、これも一者契約忌避の傾向からひどい事例が生まれている。ある私立大学では「一者随契」を禁止したというのである。高度な研究のために必要な機器、たとえば島津製作所だけが作れる世界最高レベル精度を持つ計測機器は購入できなくなったのだ。

この大学教授に「どうしているのか」と聞いたところ、「応札者が複数になるまで要求スペックを下げていく」というのだ。この大学からは高度な研究は生まれにくいに違いない。

一社になっても買ってくれるからこそ、「世界一の精度を持つ計測器」を開発するのだ。世界でわが社だけが製造できますとなった途端、

首長を巡る入札妨害事件などが相次いだため、首長の持つ「地域企業を成長させる責任」と「発注した公共公物の品質を確保する責任」という両責任を分離してとらえる必要があったからだ。やがてこの懇談会は、「品質確保」と改名して、会計法や地方自治法が求めている「調達物の品質の確保」を調達責任に埋め込んだ品確法ができたのである。

品確法での議論は調達物の品質に収斂したのだが、今回の事件などを契機に、あらためて「調達物の特性に応じた調達方式の選択」を発注者の責任であると明確にした法律が必要だと考える。発注者の権限は、社会の福祉に反しない範囲に限定されなければならない。

調達するものに適した調達方式を選択することで、技術は進歩したり、進歩を止めたりすることは、先述の大学の計測機器の例や、NASAの調達が技術革新を生んでいることから明らかだ。また、公取委の杉本委員長の指摘するような調達方式を選択しておれば、今回の捜査事案など生じなかったわけで、発注者が犯してはならないミスだったのだ。

このように調達方式を選択できる発注者の責任は大きい。発注者の失敗は、起こさなくてもいい事件を惹起したりするからである。

日本ではまったく売ることができなくなるといふバカな調達制度をつくって、どう技術の進歩を図るといふのか。

調達方式は技術開発を促進もするし、足を引っ張りもするのである。それほどに調達の方法の善し悪しは大きな影響を与えるのだ。アメリカのNASAの調達を調べてみるといい。汎用品でアメリカの人工衛星が飛んでいると考える人は大変にめでたい人だ。

発注者責任法の必要

JR東海のリニア工事の談合問題が波紋を広げている。弁護士の郷原信郎氏は、「リニア事件は問題を単純化しすぎ」（日経コンストラクション 二〇一八年二月二十六日号）と指摘している。ここで紹介したいのは、公正取引委員会の杉本和行委員長のコメント（東洋経済 二〇一八年四月七日号）である。

「[各社の技術力や手練りなど] 事前に工事を割り振らざるを得ない事情があったとしても、価格競争をルールに設けた以上、受注者同士で価格を話し合うのは独禁法違反だ。初めから（特定のゼネコンと直接契約を結ぶ）随意契約なら問題はなかった」

契約方式の選択の誤りが、起こらなくてもよ